

第8節 防災知識の普及・啓発に関する計画

大規模災害時には県・市町村・防災機関の活動が制約されることが予想されることから、県民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」ことを基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、災害時要援護者を地域の人々が協力しあって助けること（共助）」、避難場所での活動、あるいは県や市町村などが行う防災活動への協力など、防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、県民をあげての取り組みが重要であり、県民防災運動として、自主防災組織の組織化の促進と活動の活性化を図り、防災機関は、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して県民に防災思想、防災知識を普及啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図るものとする。

（ 主な実施機関
市町村，県（危機管理局，秘書課，総務課，教育委員会，警察本部） ）

第1 県民に対する防災知識の普及・啓発

県民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には県民一人一人が正しい知識と判断をもって、自らの生命と財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を活用して、防災知識の普及徹底を図る。

また、県民の防災意識の高揚及び防災知識の普及を図るとともに、災害時の円滑な防災活動に資することを目的に設置した徳島県立防災センターの有効活用を図っていくものとする。

1 普及・啓発の内容

- (1) 簡単な気象知識に関すること。
- (2) 予報，注意報，警報に関すること。
- (3) 災害危険箇所に関すること。
- (4) 過去の主な被害事例
- (5) 災害対策の現状
- (6) 災害時における応急措置並びに心得に関すること。
- (7) 避難所・避難経路・その他避難対策に関する知識
- (8) 平常時の心得（非常持ち出し品，備蓄等日頃の準備）
- (9) 自主防災組織への参加

2 普及・啓発の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用するとともに、地域の実態に応じて地域、職域での各種講座、集会等の社会教育を通じて周知徹底を図る。

- (1) テレビ・ラジオ及び新聞の利用
- (2) 広報紙・広報車の利用
- (3) 映画・ビデオ等による普及
- (4) パンフレットの利用
- (5) 防災マップの配付
- (6) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- (7) インターネットの利用

第2 学校における防災教育

様々な危険から児童等の安全を確保するため、防災教育の充実を図る。

- 1 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- 2 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。
- 3 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。

また、県は私立学校に対し、これに準じた教育を行うことができるよう情報提供等に努めるものとする。

第3 職員に対する防災教育

災害時における職員の適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の徹底を図る。

1 教育の内容

- (1) 防災計画及びこれらに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割に関すること。
- (2) 災害発生の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。
- (3) 過去の主な被害事例に関すること。
- (4) 防災関係法令の運用に関すること。
- (5) 土木、建築その他災害対策に必要な技術に関すること。

2 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 防災活動の手引等印刷物の配付
- (3) 見学、現地調査等の実施